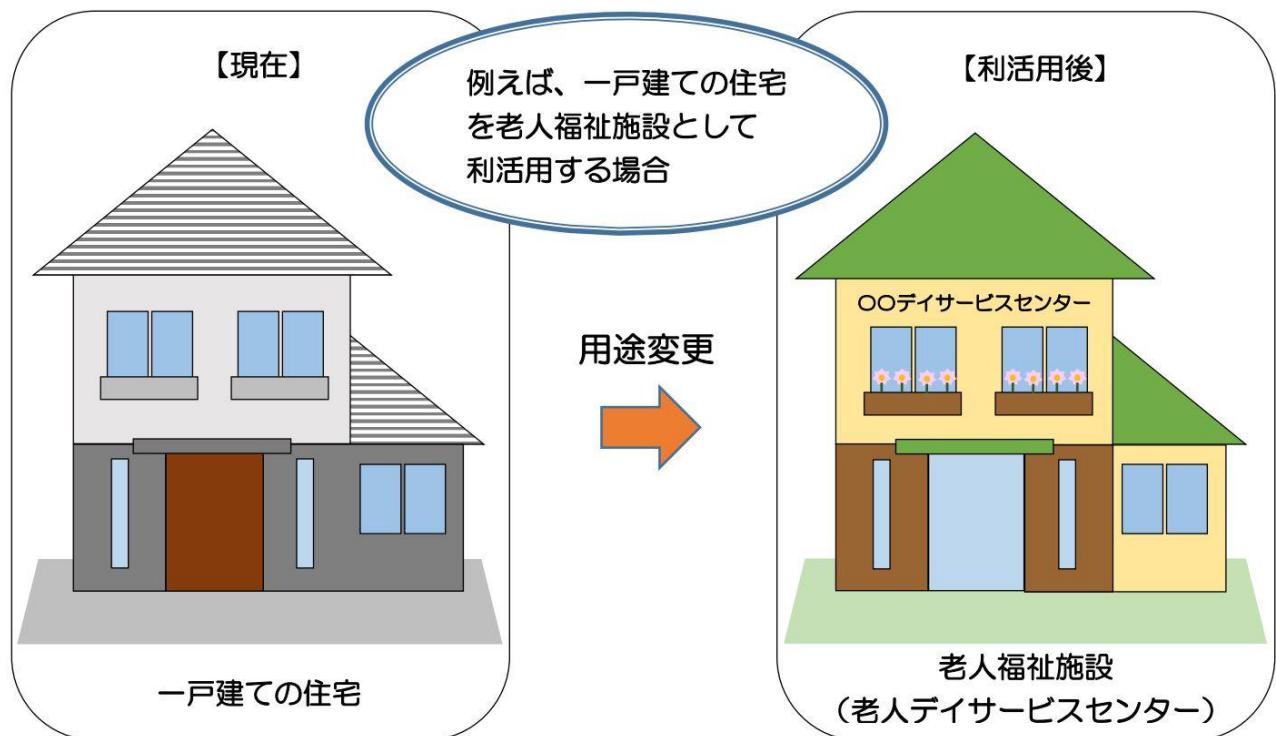


既存建築物の利活用をお考えの方に

施設利用者の安全を守るために、事業主には建物が法令に適合しているかを確認する責務があります！



確認申請を要しない小規模な改修工事や用途変更であっても、法令の規定に適合していることを十分ご確認ください！

確認申請の手続きの要否に関係なく、建築基準法や消防法等へ適合すること
が求められますので、建築物の全部(一部)の利活用を検討されている場合は
必ず建築士などの専門家にご相談ください。なお、建築基準法に関する内容
のお問い合わせが必要な場合には、裏面に記載の担当部局へご連絡ください。

- ※ 建築基準法別表第1に掲げる特殊建築物(福祉施設・飲食店・物販店など)に該当する部分が200m²を超えることとなる用途変更は、確認申請が必要です。
- ※ 工事を伴わない業種の変更(用途変更)であっても、法令の規定に不適合(違法)となることがあります。
- ※ 違法行為の認識がなくとも、安易に規定に適合しない改修などを行ってしまうと、法令に基づく罰則の対象になることがあります。

小規模建築物の用途を変更する場合に必要な改修工事について

以下の項目に関して、改修工事が必要となる場合がありますので、建築士へご相談いただくことをお勧めします。

- ・非常用の照明装置の設置
 - ・壁、天井等の内装仕上げ材の変更
 - ・2 以上の直通階段の設置
 - ・階段の幅、蹴上、踏面寸法の変更
 - ・防火上主要間仕切り(壁)の設置
 - ・排煙設備の設置
 - ・敷地内通路の確保
- など

建築物を適法なものとして維持していくために

- ・用途変更後は、必要に応じて維持保全計画を立て、定期に状況の調査や検査を実施してください。
- ・所有(管理)する建築物が建築基準法に基づく定期調査報告の対象となる場合は、しっかりと定められた時期に調査報告を行いましょう。

問い合わせ先（滋賀県特定行政庁連絡会議）

所在地	担当部局	連絡先
大津市	大津市 建築指導課	077-528-2774
彦根市	彦根市 建築指導課	0749-30-6125
長浜市	長浜市 建築課	0749-65-6543
近江八幡市	近江八幡市 建築課	0748-36-5544
草津市	草津市 建築政策課	077-561-2378
守山市	守山市 建築課	077-582-1139
東近江市	東近江市 建築指導課	0748-24-5656

所在地	担当部局	連絡先
栗東市・甲賀市 野洲市・湖南市 日野町・竜王町	甲賀土木事務所 管理調整課	0748-63-6163
米原市・愛莊町 豊郷町・甲良町 多賀町	湖東土木事務所 管理調整課	0749-27-2250
高島市	高島土木事務所 管理調整課	0740-22-6046

滋賀県土木交通部建築課建築指導室 077-528-4258

※所在地の各市担当部局または土木事務所にお問い合わせください。